

控 訴 状

令和 4 年 11 月 1 日

大阪高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

別紙当事者目録記載の当事者間の神戸地方裁判所の令和 3 年(行)第 66 号供託金返還等請求事件について、令和 4 年 10 月 18 日判決の言渡があり、同月 20 日判決正本の送達を受けたが、不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

(変更(訂正)後の控訴の趣旨の表示)

- 一 原判決を取り消す。
- 二 被控訴人は、控訴人に対し、382 万 8930 円及びこれに対する令和 4 年 7 月 29 日から支払済まで年 3%の割合による金員を支払へ。
- 三 訴訟費用は第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控訴の理由

- 1 追って提出する。
- 2 なほ、原審での予備的請求に関して、大阪高等裁判所令和4年(行サ)第14号行政上告提起事件(最高裁判所第一小法廷令和4年(行ツ)第159号行政上告提起事件)及び大阪高等裁判所令和4年(行ノ)第13号行政上告受理申立て事件(最高裁判所第一小法廷令和4年(行ヒ)第164号行政上告受理申立事件)は、いずれも令和4年7月28日に、上告棄却及び上告受理不許可の決定がなされた。
- 3 これにより、原審において、将来の給付の訴とした予備的請求が現在の給付請求となつたため、予備的請求が主位的請求に吸収され、その区別が不要となつたことから、上記控訴の趣旨のとほり変更(訂正)するものである。

当事者目録

〒

控訴人 木原功仁哉

〒604-0093

京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所）

電話 075-211-3828

FAX 075-211-4810

上記控訴人訴訟代理人

弁護士 南出喜久治

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人 国

代表者法務大臣 葉梨康弘